

[論文]

高齢者福祉研究に関する社会老年学の貢献

—いくつかの先駆的研究を通じて—

下山昭夫*

要旨

本論は、少子化と高齢化の人口変動が続くなか、これからの高齢者福祉研究について、政策上、また研究上の諸課題を検討・解明するに当たり、初期の高齢者対象のいくつかの研究成果や草創期の社会老年学のそれらを渉猟することからはじめている。いくつかの先駆的な研究成果のフレームワークを振り返り、確認することから、これからの高齢者福祉研究の留意点ないし論点について、すなわち高齢者観の見直しや再規定、家族制度のなかでの高齢者の位置づけ、老後の経済・生活格差問題などを提起している。

Key words：社会老年学，高齢者福祉研究，高齢者観，老人問題

はじめに

介護保険制度の創設は、高齢者福祉政策の懸案であった寝たきりや認知症等の要介護状態の高齢者やその家族に対する社会的支援の充実・整備につながっている。改善すべきシステム上の課題はあるものの、一定程度の肯定的な評価をなすことができよう。

しかしながら、加速化し深刻の度合いを深める少子化と高齢化のなかで、高齢者支援の福祉政策を含め社会保障・社会福祉制度の持続可能性を高めるには、これまで以上のような改革に着手しなければならない。

そこで、本論では、高齢者支援の福祉政策に関連し、政策上に、また研究上の諸課題を明確化していくために、初期の高齢者福祉研究そして社会老年学分野を中心に、先人たちのいくつかの先駆的な研究成果を渉猟していくことにする。

I 高齢者福祉研究の源流—いくつかの前史的研究—

はじめに、高齢者福祉研究の源流域をさかのぼり、明治期から第2次世界大戦前後までの研究

* 淑徳大学総合福祉学部教授

成果のいくつかから、それらの研究枠組みを確認していこう。ただ、この時期の諸先達の研究成果すべてを総覧する能力を論者はもっていない。ここで、取り上げるのは、その時期において一流の知識階層に列せられる法学者である穂積陳重の『隠居論』である。いま一つは、地域社会学と家族社会学分野で揺るぎない研究成果を築いた鈴木栄太郎の『日本農村社会学原理』である。

1. 第2次世界大戦前におけるいくつかの先駆的研究

(1) 家族制度と高齢者、高齢者の社会権、年金制度の創設：穂積陳重『隠居論』

第2次世界大戦前では、特筆すべきは穂積陳重の『隠居論』である。『隠居論』は1891（明治24）年に初版が、そして大幅に増補改訂された第二版は1916（大正4）年に刊行されている。第二版の『隠居論』の構成と内容は、初版のそれとはまるで様相を異にしている。この2つの比較検討は、湯沢雍彦（1977：92-97）による論考に詳細が述べられている。

穂積は東京帝国大学教授の後、枢密顧問官、帝国学士院長、枢密院議長という、華麗な経歴を持ち、明治期日本の知識階層の代表者の一人である。湯沢は、「明治を代表する法律学者穂積陳重（はずみのぶしげ）の『隠居論』こそは、戦前日本社会において、老人の地位と権利に関する問題にもっとも精力的に取り組んだ希有の例」（湯沢 1977：92）であるとしている。

『隠居論』において、穂積は法学者の視点から、「文明開化したばかりの明治期日本」における高齢者の状況について、当時のヨーロッパ先進諸国の高齢者の社会的地位との比較から、社会権の確立や年金制度の創設を訴えるとともに、家族制度内の高齢者の社会的位置について整理している。すなわち、『隠居論』第二版において、「優老の法制」の「(乙) 社会政策に基づける法制」のなかで、「老者、幼者、病者、貧者は皆自活の能力を欠く者なるを以て、其者の属する社会的団体に於いて之を扶養し之を凍餓に陥らしめざるは人道の通義なり。」と述べている。（穂積 1916：604-605）「人道」という語を用いているが、社会的な弱者に対する人権の確立・保護の主張である。さらに、家族制度との関係において、高齢者扶養に関する2つの基本的な考え方を示している。一つは、日本のように、「家族制の社会に於いて老幼及び疾病ある者は其の家に於いて之を扶養し、貧困者は其の家の親族に於いて之を救助するを常とする」というものである。他方は、「個人制の社会に於いては、自活の能力無きは直ちに国、地方団体もしくは公共慈善団体の負担となるを以て、近時泰西諸国に於いて老、幼、疾病、貧困の者に対する社会性格の法制を設くるを以て急務なり」と紹介している。（穂積 1916：604-605）前者がイエ制度、家父長制の家族制度に根拠をおく高齢者扶養であり、当時の日本社会における高齢者の家族扶養の考え方である。そして、後者が第2次世界大戦後の民法改正による夫婦家族制イデオロギーに基づく夫婦関係中心の家族形態のことである。夫婦家族制度のもとでの高齢者扶養の基本型は、社会的扶養（穂積が言うところの、「社会性格の法制を設くる」こと）を中心軸として政策設計がなされることになる。

それでは、今日の高齢者福祉政策や介護保険制度は、後者の夫婦家族制度に依拠した社会的扶

養を、全面的に基本軸としているかという点と必ずしもそうともいえない。子ども家族を社会福祉の社会資源とする考え方も広く共有されている価値観として残っている。とはいえ、少子化と未婚率の持続的な上昇を考えると、穂積の研究のフレームワークである「家族制度と高齢者」をいま一度取り上げる必要がある。なぜなら、社会制度としての家族が今後も持続するのか否か、雲行きが怪しいからである。

(2) 高齢者に対する家族機能論：鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』

黎明期の日本社会学において、代表的な農村社会学者である鈴木栄太郎は『日本農村社会学原理』を1940（昭和15）年に著わしている。彼は、第4章「農村に於ける家族及び家族本位制度」において家族の持つ「老幼病弱者保護機関としての機能」（鈴木 1943：230）に関して次のように語っている。そこには、家族理念つまり家族の「あり方」をめぐる2つの明確な対立軸が設定されている。「個人主義的自由主義的生活態度を極度に現はして居る夫婦家族」と「家長的家族に於ける親子の関係」の2つである。前者の個人主義的自由主義的な夫婦家族においては、親は子を無条件に愛育する。ただし、老後において子に扶養されることを目的としていない。本能的な愛着の感情や強者対弱者間の人道主義的倫理に基づくものである。個人対個人の関係の上に成り立つ家族関係であり家族制度である。対して、後者の家長的家族においては、親子の関係や親においても、子においても家との関係において関係されると述べている。つまり、個人の上に家が存在することになる。家の倫理はとくには個人主義的倫理や本能を無視する。ときに、子弟の存在が家の発展を阻害すると思われる場合には、人道と本能に反しても子弟を家族外に放逐することもある。

個人主義的自由主義的生活態度を家族理念とする夫婦家族と、家族員以外に家という社会的存在をおくことを家族理念とする家長的家族では、家族機能の発現の仕方が異なるというのである。前者については、子どもに対する保護の機能と高齢者に対するそれとは異なる。すなわち、「扶助を要する老人や児童に対して、人道は愛護を要求する。人道主義的契約主義的な夫婦家族に於いては、児童に対してはその義務を果たすが、老人に対しては、それを家族外に委ねて居る。富裕なる者に対しては僕婢が、貧困なる者に対しては養老院が此の人道的義務を果たして居る。」（鈴木 1943：233）鈴木が言うところの人道主義的契約主義的な夫婦家族とは、夫婦家族の理念を基軸とした家族制度であり家族関係のことである。子どもに対する養育責任を家族機能は果たすとしていながら、高齢者に対しては家族が機能的な役割を果たすことは想定していない。

鈴木の場合も、個人主義的自由主義的生活態度を著わしている夫婦家族と、家との関係により性格づけられる家長的家族の2つに家族制度を大別し、この家族制度の違いによる高齢者に対する保護機能あるいは高齢者扶養の在り方がそれぞれ提示されている。

さて、穂積と鈴木の研究成果をみていくと、研究のフレームワークとして、「家族理念あるいは家族制度のなかにおける高齢者の位置」あるいは「高齢者に対する家族の保護機能もしくは扶

養の在り方」に関する2つの原理が提示されている。要は、老親について子ども家族は保護・扶養すべきか否かであり、戦後しばらくの間、老親と子ども家族との同別居論争として引き継がれた。介護保険制度が登場することで、論理的には高齢者福祉政策は社会的介護を基軸とすることになったのではあるが、本論で指摘したいのは家族はさらに変貌を続けていることである。

我々は、再び問うことになる。あるいは確認を迫られる。高齢者福祉政策の制度設計において、家族を社会的資源として位置づけて良いのかということである。後述するように、少子化と未婚化が止まらないからであり、高齢者家族の形態的变化も著しいからである。

2. 第2次世界大戦後における先駆的研究のいくつか

(1) 老後生活の基盤の確立：大内兵衛『高齢者母子の実態：老人問題と国民年金』

大内兵衛の『高齢者母子の実態：老人問題と国民年金』は1958（昭和33）年10月に刊行されている。説明するまでもないが、大内は今日の日本の社会保障制度の骨格を形作るときの社会保障制度審議会の座長であった。本書の編集の任に当たった大内は、「序文」において次のように述べている。「最近、世人の注目をひいている大きな社会問題の一つに、いわゆる老人問題がある。平均寿命が延長し、人口の中に占める老人の比重が大きくなるとともに、労働能力を失い、従って収入の道をたれた老人の生活をどうするかと言うことが一個の社会問題となるのは当然である。」さらに、「こんにちの老人問題は何よりも、資本主義社会に生活し、その長い労働生活の末に収入の道を失った老人の余生をいかに保障するかの問題」（大内 1958：i - iii）であると述べている。

第2次世界大戦に敗戦し、この戦争の戦争責任を迫られた者たちは排除された。そのために、大内が戦後民主主義日本の社会保障制度の骨格の策定の中心に据えられたことは、皮肉なことではある。上述のような大内の主張は、高齢者問題のうちの経済的な側面に関して、労働者の老後の経済的基盤を如何に確立していくか、その重要性が強調されている。戦後日本の老後生活の安定は、本書が刊行されたこの時期、国民皆保険・皆年金体制が確立されていく。それとともに、他方で持ち家政策を基礎においている。両者ともに、若年期から定年退職の時期までの長期の期間にわたり、正規労働、安定した一定水準以上の賃金、そして社会保険制度への加入等が前提となる。戦後日本における老後の安定とは、公的年金の報奨比例部分を積み増すとともに、住宅ローン等の返済を可能ならしめるための、長期間の正規労働を前提にしているのである。したがって、老後生活における経済的格差そして生活格差問題は、若年期から中高年期を経て老年期に至る間の職業生活の不安定性、別の言い方をすれば、パートやアルバイト等の非正規労働に長期間従事し続けたことから生じてくるのである。

現在、生産年齢人口のうち正規労働者は多数を占めている。とはいえ、非正規労働への従事を余儀なくされている層も存在する。非正規労働者を、一刻も早く正規労働化することが急務である。そして、老後の経済的格差や生活格差問題の解消には、若年期から老年期に至る間の、長期

の安定した雇用・就業形態での労働生活の確保と確立が不可欠である。高齢者福祉政策は、年齢区分による社会福祉制度を基礎としている。同時に、一個の人間の「生涯もしくはライフコース」という観点からの仕組み作りも必要であろう。

(2) 老年学の登場：寿命学研究会と日本老年社会学会

ところで、大内兵衛が編集した『高齢者母子の実態』の論考の中に、寿命学研究会を発足する際の中心人物の一人である渡辺定の執筆による「ジェロントロジー」が記載されている。この時期、「ジェロントロジー (gerontology)」, すなわち「老年学」の語が社会保障・社会福祉分野に登場し使用され始める。老年学の呼称は、ヒトの老化や老人問題、つまりエイジングに関する諸科学の総称である。老年学の用語は、E. メチニコフによると、old manを意味するギリシャ語のgeronとその論理や理性を示すlogosから作られた造語である。現在は、日本老年学会のもとに、日本老年社会学会等の7つの学会が組織されている。

老人福祉法が制定する以前のこの時期、いまだ人口高齢化の問題が社会問題化する遙か以前に、老年学は高齢者問題を老化の生理的レベルや行動レベルそして生活環境レベルでの研究を行ない、まさに高齢者を「as a whole」として統合的に把握しようとする学際的な研究分野として登場している。(那須 1979: 1)

1954年に、渡辺定を主宰にして厚生省公衆衛生局の認可団体として「寿命学研究会」が設立している。1956年に、渡辺定は人口学者の館稔とともに、日本ゼロントロジー学会を設立した。日本ゼロントロジー学会は、大阪の橋覚勝の老年科学研究会、名古屋の研究グループとともに、1959年に日本老年社会学会に統合されている。橋覚勝によれば、1956年に寿命学研究会の主催の下に日本ゼロントロジー学会が成立し、翌年は大阪大会、その次に名古屋大会が開催されている。学際的な学術研究団体としては1959年に日本老年社会学会として正式に発足しているのである。

老年学のうち、社会科学あるいは行動科学的な領域である社会老年学は、当初から高齢者を「as a whole」として統合的に把握する必要性から、学際的な研究を指向していた。これは高齢者という社会的存在の把握と理解には、様々な研究領域との共同研究や多様な視角からのアプローチなくして、その存在の本質を解明できないことを国際的な研究動向から理解していたからであろう。それ故に、どちらかと言えば社会保障・社会福祉分野が高齢者を社会的弱者、支援の対象者と見る傾向があるのに対して、社会老年学は高齢者の主体性や自立性を強調し、一方的に支援の対象者とみなすことはしてこなかった。

本論では、次に、社会老年学における草創期の研究のいくつかから研究上のフレームワークや高齢者観について確認していこう。

Ⅱ 草創期の社会老年学と老人問題

1. 社会老年学：「世代論」からの高齢者の把握

社会老年学分野の研究成果としては、「老人社会学」の名称を使いながら、例えば、大道安次郎『老人社会学の展開』（1966年）、笠原正成『老人社会学要論』（1971年）がある。ここでは、寿命学研究会そして日本老年社会科学会の設立に深く関与した那須宗一の研究成果を取り上げてみよう。

(1) 老年世代の社会的意義：那須宗一『老人世代論—老人福祉の理論と現状分析』

那須宗一の『老人世代論—老人福祉の理論と現状分析』は1962（昭和37）年に刊行されている。本書の構成の前半部分は、高齢者を「世代」の視点から捉え、当時の高齢者世代の社会的存在形態の基本構造を把握しようとしている。基本構造の構成は、人口構造、年齢集団としての社会的地位と役割、そして意識構造等である。そして、サブタイトルにもあるように、本書の後半部分では「老人福祉の現状分析」に取り組んでいる。

やや詳細に、本書の構成をみていくと、第1章の「世代論の系譜」ではマンハイムやオルテガの世代論を考察し、研究上のフレームワークとしての「世代」について整理している。第2章の「世代構造と老人世代」では、「老人」世代の特性を考察しつつその社会的な存在意義を論究している。第3章は「年令集団の社会的地位とその役割」のタイトルによる人間の生活における年齢の社会的効用について述べている。第4章は、「保守主義と老人世代」のタイトルからもわかるように、高齢者のパーソナリティ構造とその保守性について議論している。このように、第1章から第4章までは、高齢者を「世代」という社会的・経済的・文化的な年齢集団の特質性の把握に努めている。別の言い方をすれば、研究対象としての高齢者観の探究である。

対して、第5章は、職業生活からの引退の影響すなわち社会的適応問題、第6章は高齢者と子ども家族との同別居問題、第7章は職業生活からの引退後の余暇活動について、そして第8章は社会保障と社会福祉問題を取り上げている。後半部分は、高齢者を対象とした社会保障・社会福祉政策上の諸問題が語られている。

本書は、研究対象そして政策対象となる「高齢者の社会的存在形態と存在実像」について整理している。その上で、長期の職業生活を終了したのちの引退後の老年期の生活世界の形成、新たな社会への適応問題、家族との同別居問題、そして高齢者の社会保障制度・社会福祉政策の在り方について問題を提起している。本書は、まさに老人福祉の研究領域を含みつつ、その問題背景や高齢者観についても整理するという、社会老年学の研究の先駆けとも言うべき位置にある。

さらに、興味深いのは、次の主張である、「老年期の余暇活動と反省による精神的活動の社会的機能が正当に評価される社会体制が生まれる。そこではじめて老年世代の社会的地位と役割が保障されて現実のものとなる。最近の老人世代の人口的増加を疾病や事故や失業と同じ現象とみて、ただ、生命の危険から老人世代を保障すべきものと考えている限りでは、おそらく老人世代

が社会的に存在する意義は発見されずに終わるのではあるまいか。」(那須 1962: 67) つまり、那須の主張の趣旨は、保護や支援の対象としてのみ高齢者を把握するのではなく、高齢者の社会的存在意義についての評価という問題が提起されている。那須の主張はいつの時代にも存在する年齢集団としての「老年世代」の社会的意義の探究である。そこには、保護や支援の対象としてのみ高齢者を評価することの問題性が指摘されている。

(2) 老年世代の主体性論：副田の老年社会学

副田義也は、「老年社会学」の研究対象とその方法論を提起している。副田の老年社会学の基本的枠組みは、老年（高齢者とは言わないので、このまま使用）と老化の規定から始まり、老年社会学の主要部分として老年世代論、老後問題論、老齢保障論から構成されている。副田の考え方によると、「老年社会学」の研究は1960年前後に老後問題論として始まっている。つまり、老年の様々な現象形態としての生活問題の惹起と深刻化の問題である。そして、老年の深刻な生活問題への対処について、老後問題論として規定され、その問題の解消・予防の政策、実践、運動を論じる老齢保障論が位置づけられている。

副田の老年社会学は、老年世代論、老年問題論そして老年保障論から成り立っているのが、ここで副田の言うところの「老年世代論」とは、老年を生活問題を担わされた人々、社会によって困難を課せられた人々、他律的に困らせられている存在として規定するものであった。すなわち、そこには、「社会の客体としての老年」の位置づけがある。しかしながら、副田の場合、「客体としての老年」とどまらない、「老年の主体性」の側面を強調している。つまり、「老年を主体とする見方」であり、老年世代論は「社会の中に老年を位置づけつつ、その生活と意識」を明らかにすることが任務とされていた。(副田 1981: 97-99)

この副田の考え方は、他では、「現代日本人の老年観」として、「1960年代以降」は「権利主体としての老年（生存権の主体）」、「活動主体としての老年（余暇、リハビリテーション、労働、学習、スポーツ、社会運動の主体）」、「成熟主体としての老年（人間性、人間関係の洞察の主体、老い、病、死の受容の主体）」が主唱されている。(副田 1986: 109) 副田のこの論では、高齢者は変革や対処の客体であるとともに主体でもあることの確認である。副田の老年社会学は「老年世代の主体性論」とでもいうべきものと言えよう。

那須は、老年世代の社会的意義を主張し、副田は権利主体、活動主体そして成熟主体として高齢者をとらえることの重要性を主張している。草創期の社会老年学に共通してみられるのは「保護あるいは支援の対象」としての高齢者観を止揚し、老年期における高齢者の社会的意義と高齢者の主体性という、政策上、そして研究上のフレームワークの必要性が説かれている。

2. 社会変動と「老人問題」

社会変動に起因する「老人問題」という社会認識は、高齢者に関する社会福祉政策に影響を与え

ている。湯沢によれば、狭義の「老人問題」とは、高齢者の失業、低所得、疾病、孤独等の生活機能障害のことである。広義には「将来老人になることが予定される若・中年者の老後不安や老後対策、および若・中年者と老人との関係」等のことである。(湯沢 1977:169) さらに、この「疾病」のなかには、長期にわたる寝たきり老人とその世話をする家族、痴呆性老人をかかえた家族の生活問題が含まれ、「孤独」にはひとり暮らし老人とその生活上の諸問題が、そして「失業」と「低所得」には定年退職後の再就労問題や収入・経済問題が含まれている。(山下・上田 1987:1-2)

山下袈裟男は、これらの老人問題発生の背景を戦後の3つの社会変動に求めている。第1が新憲法に基づく家族制度や相続等の制度的・理念的変革である。家本位の家族から個人本位の家族が強調され、家督相続による特定の子による老親扶養から、平等な人間関係を基調とする遺産の分割相続と子どもの共同による老親扶養の考え方への変化である。この家族制度の変化は、高度経済成長期の都市化等の過程において、核家族世帯の増大と世帯規模の縮小として顕現化している。第2が経済成長政策による経済・社会的変化である。短時日で農業社会から工業化社会に移行するとともに、都市地域への人口集中と農山村地域における人口流出、過疎化が進行した。都市部では、地方からの若年人口の大量流入により、大都市およびその周辺地域では異質性を有する人口の流入により、地域社会の統合力が希薄化していく。過疎地域では、若年労働力の流出により地域社会の活力の減退が顕著となっていく。さらに、農村的生活様式から都市的生活様式への移行が地域社会における社会関係に影響し、急激な労働力の移動により、地域コミュニティにおける社会関係の希薄化が生じたのである。そして、第3に、人口構造の変化である。つまり人口の急速な高齢化である。(山下 1998:321-325)

高齢化という人口構造の変化は、単なる高齢者人口の比率の増大にとどまらず、さらに深刻なのは未婚率の上昇による単独世帯の急増とその常態化であり、そして少子化による若年労働力の急速な減少問題である。この点も、本論の執筆の動機的背景の一つにある。

さて、山下を含め多くの研究者の「老人問題の社会認識」に多大な影響を与えたのが、森幹郎の翻訳によるところの『西欧諸国における老人問題』(Aging In Western Societies Ernest W. Burgess)である。家族社会学者としてなじみが深い、バージェスによる編集であり、1960年に公刊され、森幹郎の翻訳は1975年に刊行されている。本書は、「西欧諸国における老人問題および老人対策の現状を概説し、もって、工業化社会において、今日、老人問題を起こさせるに至った経済的・社会的要因と老人対策とを紹介」している。本書がベースとしているのは西欧社会の「産業革命」以降の経済・社会的変化である。

社会変動を背景にした「老人問題」の措定は、社会的不適応の高齢者について、社会的弱者としての高齢者を保護・支援するための政策を提供するという前提があった。そこでは、高齢者の側の主体性や社会的意義や可能性について言及することはなく、というよりも社会的弱者である高齢者に自助を求め、自立性を要求することは否定的にとらえられていた。社会保障・社会福祉制度の充実に当たっては、潜在的には、「お上(政府や行政)に対する政策・制度の要求」がベ-

スとなっていた。しかしながら、人口減少と人口高齢化、そして少子化の持続的進行の結果、労働力の急減という現実の前で、社会的弱者としての高齢者観に基づく政策・制度設計の限界を認識せざるを得ないのではないだろうか。

Ⅲ 高齢者福祉研究への社会老年学の貢献

本論の主要な目的の一つは、初期の高齢者福祉研究、草創期の社会老年学研究の成果が、少子化と急激な高齢化が進行するなかで、これからの高齢者福祉研究に寄与するであろう政策上あるいは研究上の論点を採し出すことである。

1. 家族制度と高齢者

穂積陳重の『隠居論』、鈴木栄太郎の『日本農村社会学原理』、そして大内兵衛の『高齢者母子の実態』においても、家族理念もしくは家族制度と高齢者（の社会的位置）、あるいは家族における高齢者に対する保護機能（福祉機能もしくは扶養の在り方）という研究上そして政策上のフレームワークが論点として浮かび上がってくる。高齢者福祉研究では、これらの点について再度整理しておく必要があるのではないか。それは、家族の変貌が想像以上に著しく、従来からイメージされた家族像それ自体の存続が見通せない事態になっているからである。しかるに、地域包括ケアシステムの政策立案過程では、「家族を社会福祉の資源」とみていることがうかがえる。

そこで、高齢者と子どもとの同別居の状況から、近年の変化について総括しておこう。「平成30年 国民生活基礎調査」（令和元年7月公表）（表1）によると、平成の時代に入ってから、一貫して「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」が増加し続けている。対して、「子と同居」の65歳以上の者の家族形態は減少し続けている。なかでも「子夫婦と同居」の減少は著しく、「配偶者のいない子と同居」が顕著に増加している。これは、老親との同居という家族形態に基づいた、子どもによる高齢者の扶養・介護等を期待できなくなっていることを現わしている。さらに、子どもと同居していると言っても、有配偶の子ども世帯との同居は全体の1割にすぎないのであり、未婚化現象が高齢者の家族形態にまで影響を与えているのである。このよう家族形態では無配偶子に対して老親の扶養・介護を期待することは難しいであろう。

さらに、高齢者と同居する未婚の子ども世代の将来の生活問題という、新たな家族政策上の別の問題が明らかになってくる。まさに、家族制度の存在を前提にするような高齢者福祉政策のままでよいのであろうか。

また、家族理念もしくは家族制度と高齢者という枠組みでは、家父長的家族制度のなかの高齢者と夫婦家族制度における高齢者という文脈のなかで、家族機能としての高齢者の福祉・介護機能の在り方が問題であった。しかし今日では、「ライフスタイルとしての家族」を採用しない人たちが増えてきている。社会制度としての家族は、存続するであろうが、それを採用しない人た

表1 65歳以上の者の家族形態

	総計	単独世帯	夫婦のみ世帯	子と同居	子夫婦と同居	
					子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居
1989 (平成元年)	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7
2001 (平成13年)	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0
2013 (平成25年)	100.0	17.7	38.5	40.0	13.9	26.1
2018 (平成30年)	100.0	18.5	39.8	37.2	10.4	26.7

出所：平成30年国民生活基礎調査

ちが顕著になってきたという現実を、高齢者福祉政策は受け止める必要がある。

2. 「老年期」の経済・生活格差

表1において、65歳以上の高齢者を含む家族形態では、「配偶者のいない子と同居」する比率が上昇してきていることが確認できた。このような事象について、『老人世代論』を著わした那須が、別の論考で高齢者家族の階級性という観点から指摘している。那須は「核家族化と老人」という論考において、次のように主張している。「日本においては社会経済的地位のいかんを問わず、おしなべて伝統的な直系家族的世帯が支配的である。しかも、低所得の労働者階級にあっては、75歳をすぎた老人世帯になお未婚の子と同居する者が多いという事実である。」(那須1969:63)さらに、「労働者階級においては、形態的にはかえって未婚の子女と同居する中年期の核家族形態がなお老後においてかなりの比重」(那須1969:64)を有していることである。この論旨は、戦後日本の高度経済成長期ではほぼ毎年のように賃金は上昇しているが、にもかかわらず低所得層に属する場合、子女は結婚することもままならず、2つの世代が同居により経済的な生活を維持しているというのである。本論文の発行年は1969(昭和44)年であるから、現在から遡ること約半世紀前の論文である。高齢者が置かれている社会経済状況や社会的評価も今日とは大きく異なる。しかしながら、「老年期生活の階級性」が家族生活に影響していることが指摘されていた。

老年期における経済・生活格差問題について、今日的な状況を明らかにするために、高齢者の家計資産の所有状況等の実情についてみていこう。

表2は、総務省の家計調査である。60歳以上の単身高齢者の男性で約7割強が、女性で約8割弱が宅地つまり土地資産を有している。また、男女ともに、住宅資産を約8割前後の者が有している。つまり、高齢者の7割から8割は土地を含め住宅資産を有しているのである。問題は、残りの2割から3割の高齢者が、老後の経済生活に安定感を与える住宅資産等を持っていないのである。子どもと同居しているケースもあるが、賃貸住宅での生活が想定される。家計資産の平均値については、男女ともに3,000万円台となっている。60歳以上高齢者の貯蓄現在高の分布については、「世帯主の年齢が60歳以上の世帯」では、「4,000万円以上」が18.2%、「3,000~4,000万

円」が8.8%となっている。対して、「100万円未満」とするものも6.0%となっている。これほどにも貧富の格差が生じている。貯蓄額の面から見ていくと、そこには大きな経済格差が見えてくる。

表2 高齢単身世帯の家計資産の状況 (60歳以上)

家計資産 (平均値)	男	女
平均年齢	72.0歳	73.0歳
宅地保有率	72.00%	77.20%
住宅保有率	77.80%	81.70%
家計資産 (平均値)	3,553万円	3,712万円

出所：平成26年全国消費実態調査

このような老年期における経済・生活格差は、それ以前の長期にわたる職業人生の安定性や賃金水準が決定的な影響を与えている。20歳前後から60歳代あるいは70歳頃までの間の、正規労働の雇用・就業形態による長期間の安定した職業生活の確保こそが肝要ではないだろうか。年齢区分による福祉政策の発想からの脱却が求められている。また、少子化のなかで、労働力人口の確保のためにも60歳代の、場合によっては70歳代の高齢者の労働力化の政策立案こそいま求められているのである。

3. 研究対象としての「高齢者観」の見直し

E. W. バージェスの『西欧諸国における老人問題』の研究フレームワークは、産業革命による産業化や都市化といった社会変動のなかで、それらに適応できない高齢者像を前提に「老人問題」を措定していた。戦後日本における高度経済成長期の産業化や都市化の社会変動との関連で「老人問題」を認識し、主に、保護や支援の対象として高齢者の福祉政策が策定されてきた。

社会老年学の高齢者福祉研究への貢献の一つは、「研究対象としての高齢者観の見直し、あるいは再規定」である。ここで取り上げるのは、「寝たきりや痴呆症の高齢者も存在するが、その数は少なく、多くの人は健康で、日常生活に支障がない」のであり、「長期にわたって床に就いている高齢者もいるが、最終臥床期間は一般には比較的短い」(古谷野 2003:22)という点について検証してみよう。

ところで、高齢者の寝たきり等による要介護状態の期間を把握しようとした統計データは多くはない。論者の知る限りでは、「平成10年 国民生活基礎調査」(1997年7月発表)が一つ、いまひとつは「平成7年度 人口動態社会経済面調査報告—高齢者死亡」(1997年4月発表)の2つである。このように使用可能な全国レベルでのデータが限定されるのは、一つには「要介護期間」や「寝たきり期間」の特定が困難だからである。さて、「表3：要介護期間・寝たきり期間の構成割合」を「平成10年国民生活基礎調査」からみていくと、65歳以上高齢者のうち、「要介

表3 要介護期間・寝たきり期間の構成割合

(%)

	総数	1月～6月 未満	6月～1年 未満	1～3年 未満	3～5年 未満	5～10年 未満	10年以上
要 介 護 期 間							
要介護者	100.0	8.3	8.3	23.7	18.2	20.0	20.0
65～69歳	100.0	8.8	7.0	21.3	17.4	18.4	25.8
70～74歳	100.0	10.4	8.3	23.7	16.7	19.9	19.8
75～79歳	100.0	10.5	8.5	27.1	17.2	19.5	15.3
80～84歳	100.0	9.1	11.1	26.9	20.2	19.3	11.0
85歳以上	100.0	7.9	9.7	27.6	22.5	20.6	10.0
65歳以上再掲	100.0	9.1	9.3	26.1	19.7	19.8	14.2
寝 た き り 期 間							
寝たきり者	100.0	13.3	12.3	23.1	18.2	18.4	14.4
65歳以上	100.0	13.5	13.1	24.3	19.0	18.9	10.8

資料出所：平成10年度国民生活基礎調査

護者の要介護期間」は「3年未満」が44.5%である。同様に、65歳以上の「寝たきり者」は、「3年未満」が50.9%である。対して、65歳以上高齢者の「寝たきり者」は「10年以上」が約1割であり、「5～10年未満」は18.9%である。5年以上の寝たきり高齢者は約3割程度と言うことになる。

次に、「平成7年度 人口動態社会経済面調査（高齢者死亡）」からみていこう。表4は、高齢者死亡者の生前の状況のうち、「生活自立できない」者の割合は「死亡前日」で86.5%である。「生活自立できない」高齢者の割合が5割を超えるのは3か月前からであり、「寝たきり」となるのは「1か月前」からである。この点からすると、高齢者の死亡という事実を基点とした場合、「寝たきり」の期間は数か月単位となる。

たしかに、われわれの生活経験をふまえるならば、疾病や重篤な障がいをもつために医療機関や介護施設等において10年以上の長期の療養生活を強いられる高齢者がいることは事実である。だが、統計上からみていくと、高齢者全体からすれば、それは一部であり、多くの高齢者は死に至る直前の数ヶ月間を寝たきり等の状態になるのである。

ということは、何らかの疾病を持ちながらも多くの高齢者は人生の晩年に至るまでの期間、一定のサポートがあれば自立的な生活を送る可能性が高いのである。古谷野は主張する。「“ごく普通の”人々についての研究は後れている」。(古谷野 2003:23) われわれは、高齢者の潜在的な可能性を認めることなく、その負の側面のみに関心を寄せていたのではないだろうか。高齢化が進捗する状況下、政策上も、研究のフレームワークとしても、「高齢者観」の見直しが求められているのではないだろうか。

表4 死亡前の時期別にみた寝たきり度の変化

時 期	構成割合 (%)						
	総 数	生活自立	生活自立 できない	寝たきり			
				寝たり 起きたり	寝たきり	ほとんど 寝たきり	まったく 寝たきり
死亡前日	100.0	12.1	86.5	7.1	79.4	9.1	70.3
1週間前	100.0	16.9	81.7	10.6	71.0	15.3	55.7
1か月前	100.0	27.0	71.7	17.9	53.8	16.2	37.6
3か月前	100.0	39.6	59.2	21.1	38.0	15.0	23.1
6か月前	100.0	52.6	46.2	20.6	25.6	10.7	14.8
1年前	100.0	63.5	35.1	17.9	17.2	7.0	10.2
2年前	100.0	72.0	26.6	15.4	11.3	5.1	6.1
3年前	100.0	78.9	19.7	12.1	7.7	3.6	4.1

注：「不詳」は表示してない。

資料：平成7年度人口動態社会経済面調査報告（高齢者死亡）

おわりに：高齢者福祉研究における学際的研究の意義

政策対象として、あるいは研究上の対象として高齢者を指定する場合、その生活の総体を把握するとともに、時間的経過のなかで現在に至る背景を知る必要がある。現実の高齢者の生活を見ていくと、家族集団や地域社会が主要な生活舞台である。コミュニティを舞台にした実践と政策の展開では、家族社会学や地域社会学、コミュニティ研究の研究成果が欠かせないだろう。また、老年期における生活の経済的側面やその安定性は、若年期からの長期間の職業生活における正規労働者としての雇用の安定性からも大きな影響を受けるであろう。そのような職業上の安定・不安定性は意識や生活満足度そして幸福感にも影響を与える。高齢者福祉研究には、高齢者を「as a whole」として把握するための学際的研究の必要性がそこにある。

【文献】

- Burgess, E. W., Aging In Western Societies. (=1975, 森幹郎訳『西欧諸国における老人問題』社会保険出版社.)
 大道安次郎 (1966)『老人社会学の展開』ミネルヴァ書房.
 穂積陳重 (1916)『隠居論』(復刻版)日本経済評論社.
 寿命学研究会 (1956)『寿命学研究会年報』
 寿命学研究会 (1957)『第2回 寿命学研究会年報』
 寿命学研究会 (1957)『第3回 寿命学研究会年報』
 笠原正成 (1971)『老人社会学要論』駿河台出版社.
 古谷野亘 (2003)「高齢期を見る目」古谷野・安藤編著『新社会老年学』ワールドプランニング.

- 那須宗一（1969）「核家族化と老人」『中央大学文学部紀要—新明正道先生古希記念特集号—社会学の課題と展開』中央大学文学部哲学科 第15号.
- 那須宗一（1979）「老年社会科学研究の回顧と展望：社会学的課題を中心に」『老年社会科学』no.1 サンエイジング.
- 那須宗一（1962）『老人世代論—老人福祉の理論と現状分析』芦書房.
- 大内兵衛（1958）『高齢者母子の実態—老人問題と国民年金—』東洋経済新報社.
- 副田義也（1981）「老年社会学の課題と方法」副田編『講座老年社会学Ⅰ—老年世代論—』垣内出版.
- 副田義也（1986）「現代日本における老年観」伊東・河合・副田・鶴見・日野原編集『老いの発見2 老いのパラダイム』岩波書店.
- 鈴木栄太郎（1943）『日本農村社会学原理』時潮社.
- 橘 覚勝（1975）「老年学の歴史」長谷川和夫・那須宗一編『HANDBOOK 老年学』岩崎学術出版社.
- 山下袈裟男・上田千秋共編（1987）『概説 老人福祉』ミネルヴァ書房.
- 山下袈裟男（1998）『戦後の社会変動と高齢者問題—実証的研究の軌跡—』ミネルヴァ書房.
- 湯沢雍彦（1977）「老人問題と老人扶養の動向」福島正夫編『家族 政策と法 3 戦後日本家族の動向』東京大学出版会.
- 湯沢雍彦（1977）「研究ノート 穂積陳重における『隠居論』の発展—明治24年版と大正4年版の比較紹介—」『社会老年学』No.6 東京大学出版会.